

兵庫県公報

令和8年5月21日 木曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

	ページ
公安委員会規則	
○ 放置違反金に関する規則及び兵庫県公安委員会における行政不服審査の手続に関する規則の一部を改正する規則	1
○ 兵庫県公安委員会等における情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則の一部を改正する規則	2
警察本部告示	
○ 兵庫県公安委員会等における情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則の運用に関する規程の一部を改正する告示	2

公布された法令のあらまし

◎放置違反金に関する規則及び兵庫県公安委員会における行政不服審査の手続に関する規則の一部を改正する規則（公安委員会規則第8号）

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律が施行されること等により公示送達の方法が改められること等に伴い、関係規程について所要の整備を行うこととした。

◎兵庫県公安委員会等における情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則の一部を改正する規則（公安委員会規則第8の1号）

国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（以下「国家公安委員会情報通信規則」という。）の一部改正により、都道府県公安委員会等に係る手続等のうち、国家公安委員会の所管する法令に基づくものについては国家公安委員会情報通信規則の適用を受けることとなること等に伴い、関係規定について所要の整備を行うこととした。

公安委員会規則

放置違反金に関する規則及び兵庫県公安委員会における行政不服審査の手続に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年5月21日

兵庫県公安委員会
委員長 津田 隆雄

兵庫県公安委員会規則第8号

放置違反金に関する規則及び兵庫県公安委員会における行政不服審査の手続に関する規則の一部を改正する規則

（放置違反金に関する規則の一部改正）

第1条 放置違反金に関する規則（平成18年兵庫県公安委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

様式第2号中「弁明通知書の番号を」の右に「インターネットに掲載するとともに、」を加え、「表示することにより」を「掲示して」に改める。

（兵庫県公安委員会における行政不服審査の手続に関する規則の一部改正）

第2条 兵庫県公安委員会における行政不服審査の手続に関する規則（平成28年兵庫県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第21条中「公示書（様式第16号）により」の右に「インターネットに掲載するとともに、」を加え、「掲示し、かつ、兵庫県公報に登載して」を「掲示して」に改める。

附 則

この規則は、令和8年5月21日から施行する。



兵庫県公安委員会等における情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年5月21日

兵庫県公安委員会
委員長 津田 隆 雄

兵庫県公安委員会規則第8の1号

兵庫県公安委員会等における情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則の一部を改正する規則

兵庫県公安委員会等における情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則（令和3年兵庫県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第1条中「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号。以下「情報通信技術活用法」という。）、国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成15年国家公安委員会規則第6号）第11条及び」を削る。

第2条第2項第2号イ中「国家公安委員会」を「国家公務員」に改め、同号に次のように加える。

ウ 地方公共団体組織認証基盤（行政機関の長その他の地方公務員の職を証明することその他地方公共団体が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の職責証明書に基づく電子署名

第3条第1項中「情報通信技術活用法第6条第1項に規定する主務省令で定める電子情報処理組織及び」を削り、同条第2項中「情報通信技術活用法第6条第1項又は」を削り、同条第4項中「法令等」を「条例等」に改め、同条第6項中「情報通信技術活用法第6条第4項に規定する主務省令で定める措置及び」を削り、同条第7項中「情報通信技術活用法第6条第5項に規定する主務省令で定める方法及び」を削り、同条第8項中「情報通信技術活用法第6条第6項に規定する主務省令で定める場合及び」を削る。

第4条第1項中「情報通信技術活用法第7条第1項に規定する主務省令で定める電子情報処理組織及び」を削り、同条第2項中「情報通信技術活用法第7条第1項又は」を削り、同条第5項中「情報通信技術活用法第7条第1項ただし書に規定する主務省令で定める方式及び」を削り、同条第6項中「情報通信技術活用法第7条第4項に規定する主務省令で定める措置及び」を削り、同条第7項中「情報通信技術活用法第7条第5項に規定する主務省令で定める場合及び」を削る。

第5条中「情報通信技術活用法第8条第1項又は」を削る。

第6条第1項中「情報通信技術活用法第9条第1項又は」を削り、同条第2項中「情報通信技術活用法第9条第3項に規定する主務省令で定める措置及び」を削る。

第8条第1項中「情報通信技術活用法第6条から第9条まで又は」を削り、「法令等」を「条例等」に改める。

附 則

この規則は、令和8年5月21日から施行する。

警 察 本 部 告 示

兵庫県警察本部告示第139号

兵庫県公安委員会等における情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則の運用に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年5月21日

兵庫県警察本部長 小西 康 弘

兵庫県公安委員会等における情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則の運用に関する規程の一部を改正する告示

兵庫県公安委員会等における情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則の運用に関する規程（令和

7年兵庫県警察本部告示第385号の2)の一部を次のように改正する。

第4条を削る。

第5条中「識別符号及び暗証符号」を「識別番号及び暗証番号」に改め、同条を第4条とし、第6条を第5条とする。

第7条中「情報通信活用法第6条第1項又は情報通信活用条例」を「情報通信技術活用条例」に改め、同条を第6条とする。

第8条中「符号等」を「番号等」に改め、同条を第7条とする。

附 則

この告示は、令和8年5月21日から施行する。